

第13回島田市自治基本条例制定作業部会 会議要録

【日時】

平成29年2月10日（金）13：30～14：45

【場所】

島田市役所 4階 第3委員会室

【出席者】

部会員：別紙出欠状況のとおり

事務局：藪崎地域づくり課長補佐、友野主査、瀧賀主事

【内容】

1 開会

2 地域づくり課長あいさつ

3 協議

（1）協議事項

①前文について（資料1参照）

前回会議の意見を基に事務局でA～C案を作成し、協議を行った。

○部会員からの意見

- ・「言います」「進めていきます」という断言はやめたほうがいい。学術的に正しいか不明だし、決め付けている印象がある。「考えます」の表現が適当。
- ・友人に語りかけるように「～とと思っているので、そうしていきたい。」という表現がいいのでは。
- ・A、B案は読んでいてスッと入って来ない。説明を聞くと何となくわかる程度。
- ・「アウフヘーベン」「ときづくり」を盛り込みたい気持ちはわかるが、つぎはぎの文章になる。
- ・C案中「一適の水が集まって～」の部分に「悠久の時間をかけて～」という文章を入れ「ときづくり」を表現したらどうか。
- ・同じく、「尊重し合い」がアウフヘーベンの趣旨を含んでいるので入れ込めないか。

○結論

意見を基に事務局と経営管理課で協議を行う。協議した案は基本的に書面で報告、必

要があれば作業部会を開催する。

②協働のまちづくり推進委員会について（資料2参照）

前回会議の意見を基に事務局で2案を作成し、協議を行った。

- 1・委員会の委員を全て市外在住者にする
- 2・委員会の委員に行政・議会も含め、諮問機関という位置付けを変更する

○事務局より

- ・2の案について、議会の現在のスタンスとして、審議することとなる案件には関与していない（出席していない）。※議会事務局確認済み。
- ・事業の実施手法、検証や表彰行為を行う委員会の委員に議会を関与させることは難しいと考えるため、1の案が適切か。
- ・1の案について、所掌事務の大幅な変更はないが、前回案から「協働事業の情報収集を行い」を外している。これは第三者（市外在住者）が、通常の報酬の中で、自ら情報収集活動をする可能性は低いと考えられるため。情報収集は事務局が行うこととする。

○部会員からの意見

- ・学識経験者は市内在住でもよいのか？
→現在の案では学識経験者の居住地までは規定していないので市内在住でもよい。

○結論

作業部会としては1の案を採用。今後1の案で制定委員会に諮る。

4 その他

5 閉会

以上